平成２６年（フ）第３３号
千葉県いすみ市小沢3039番地
破産者　矢作　信治
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
神奈川県平塚市入野141番地の２
破産者　株式会社ビックワン
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１９８号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目19番２号、商業登記簿上の本店所在地神奈川県平塚市馬入字大道下2197番地
破産者　有限会社せいわ
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第５２９号
名古屋市港区入場１丁目1511番地の６
破産者　株式会社幸成運輸
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８３８号
東京都港区新橋４丁目29番６号
破産者　株式会社昌利
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３１９号
名古屋市中村区北畑町３丁目５番地３
破産者　有限会社ティーズインテリア
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４号
三重県伊賀市西明寺2380番地の１
破産者　株式会社杵松
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第２６４号
岡山県倉敷市広江７丁目８番47号
破産者　有限会社ムラカミ・カーランド倉敷
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
北海道砂川市西一条北12丁目１番52号
破産者　北海道青果輸送株式会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
北海道帯広市西四条南28丁目２番地５
破産者　株式会社コージーホーム
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４２６号
秋田市寺内字大小路207番地31
破産者　有限会社西仙商事
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９０４号
東京都西多摩郡瑞穂町長岡３丁目４番地17
破産者　株式会社和宏
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２９９号
岐阜市野一色７丁目11番７号
破産者　アップワード株式会社
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３００号
岐阜市鏡島西１丁目13番地９、開始決定時の住所岐阜市河渡４丁目135番地１　リバティヒルズ岐阜西1004号室
破産者　横関　謙治
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続終結

平成２５年（フ）第６４号
千葉県いすみ市大原1407番地
破産者　伊豆山幸子
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
千葉県いすみ市大原1407番地
破産者　伊豆山一義
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第６３４号
静岡県牧之原市東萩間1942番地の15
破産者　株式会社静岡緑茶工房
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１８１号
愛知県春日井市八田町１丁目３番地の４
破産者　株式会社車輪館
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５５号
東京都世田谷区北沢２丁目15番15号末広ビル２Ｆ
破産者　株式会社三ッ星フードサービス
1　決定年月日　平成26年９月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２８号
秋田県大仙市協和船沢字木戸ケ沢１番地
破産者　株式会社秋田空港ゴルフ倶楽部
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３４８号
金沢市北袋町モ26番地２
破産者　株式会社フレッシュ金沢
1　決定年月日　平成26年９月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所